

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和6年4月11日公表

①職員の女性割合	②男女別の育児休業取得率		③男性の配偶者出産休暇取得率	④超過勤務の状況 (1人当り月平均)	⑤年次休暇取得日数
	男性	女性			
25%	該当なし	該当なし	該当なし	2時間	15日

データ時点 令和5年度実績

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：日野町江府町日南町衛生施設組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.2%
全職員	78.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	97.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

男女の給与の差異欄が「—」と記載があるのは、該当職員が存在しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。